

第3章 合併法人の指定について

1 NPO法人の合併

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます（法33）。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません（法34）。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異義があれば一定の期間内^脚に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表や財産目録を作成し、債権者が異義を述べるができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法35）。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により成立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記することによって効力を生じることとなります（組登令8）。

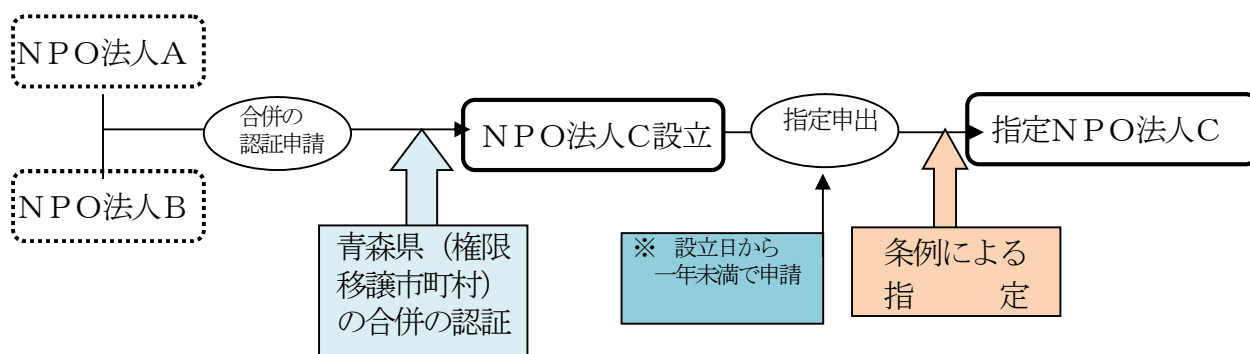
（注）「一定の期間内」の期間は、2カ月を下回ってはなりません。

2 合併法人に係る指定基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が指定を受けることを希望する場合には、知事に指定の申出を行うこととなります。なお、申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、指定を受けようとする場合には、指定の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立されたNPO法人が指定の申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び指定基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5、規則31③）。

(イ) 実績判定期間の終了日

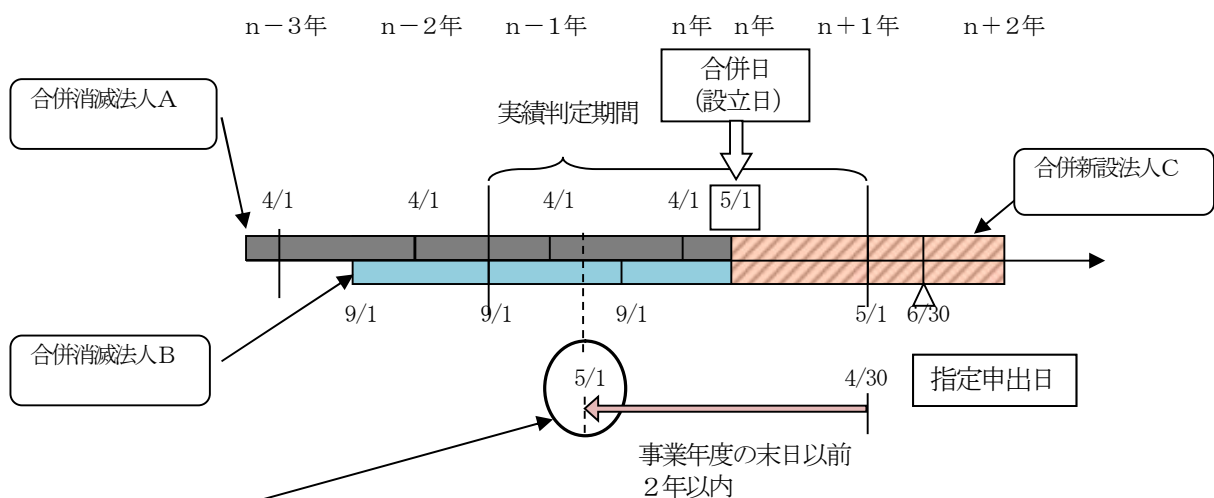
- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併によって消滅した各NPO法人(以下「各合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度:4月~3月)と法人B(n-3年9月1日設立、事業年度:9月~8月)が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C(事業年度:5月~4月)を設立し、
(注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合

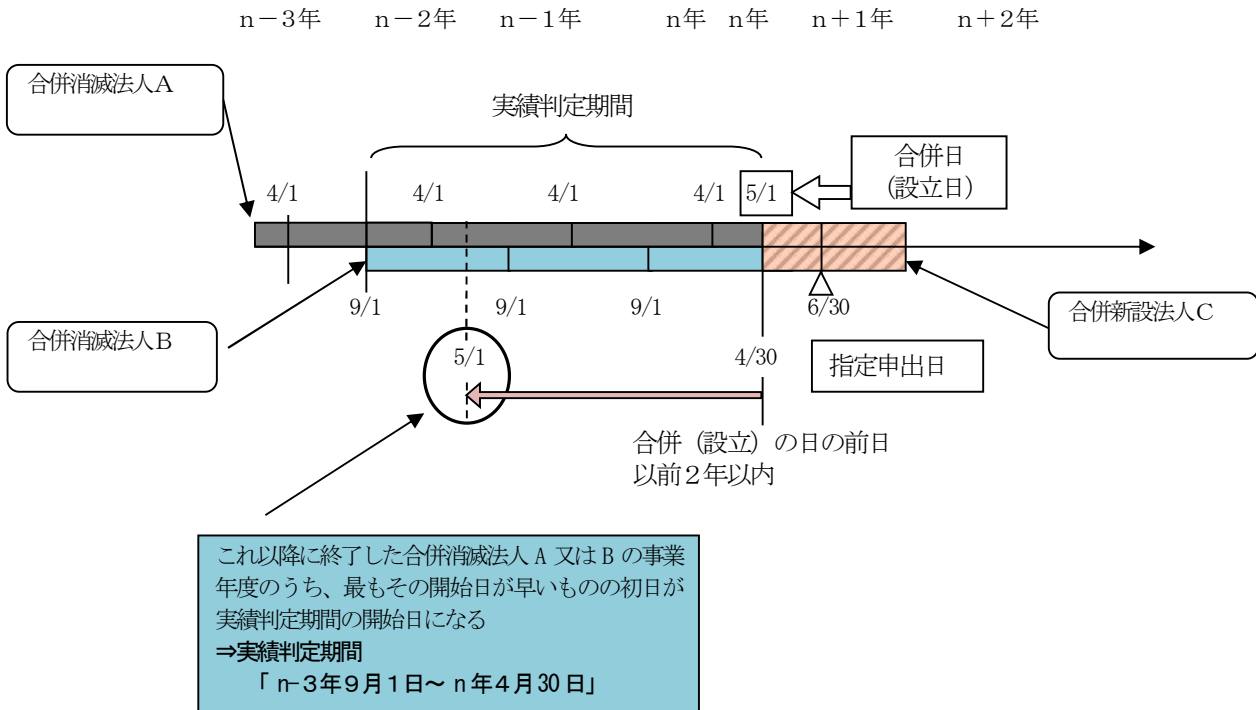


これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
⇒実績判定期間
「n-2年9月1日~n+1年4月30日」

《ポイント》
この例の場合、申出書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日(n+1年5月1日)においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
なお、申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申出した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に指定の申出を行う場合



(参考:各規定の読替え (規則31))

通常の出出時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4十二)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4十二)。</p>

ロ 法人の設立前の期間における指定基準への適合の判定（条例5、規則31）

申出をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）基準		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
事業活動が県民に周知される取組に関する基準		
事業活動のうちの共益的活動の割合に関する基準		
事務所所在地、活動場所に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
運営組織及び経理に関する基準		
事業活動内容の適正性に関する基準	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
（インターネットによる）情報公開に関する基準	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること （個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各指定基準に適合する旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
	ハ インターネットを利用して、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名、事業報告書等、定款、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類を公表すること	
事業報告書類の提出に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
法令等の不正行為等に関する基準		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注）各基準の詳細は、第1章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準（P40～51）」を参照してください。

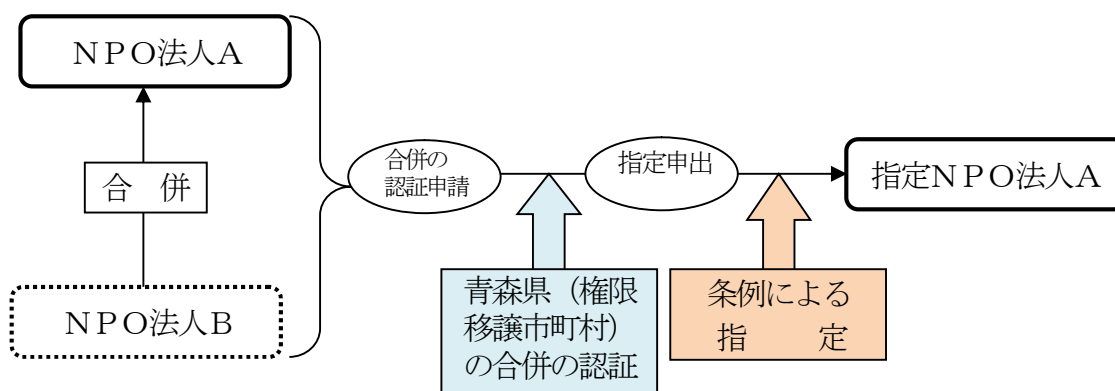
《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、事務所所在地、活動場所に関する基準、運営組織及び経理に関する基準、事業活動内容の適正性に関する基準のイとロ、(インターネットによる) 情報公開に関する基準、事業報告書類の提出に関する基準及び法令等の不正行為等に関する基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります(条例4十三)。

(2) 合併後存続したNPO法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併存続法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び指定基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(条例5、規則31①)。

(イ) 実績判定期間の終了日

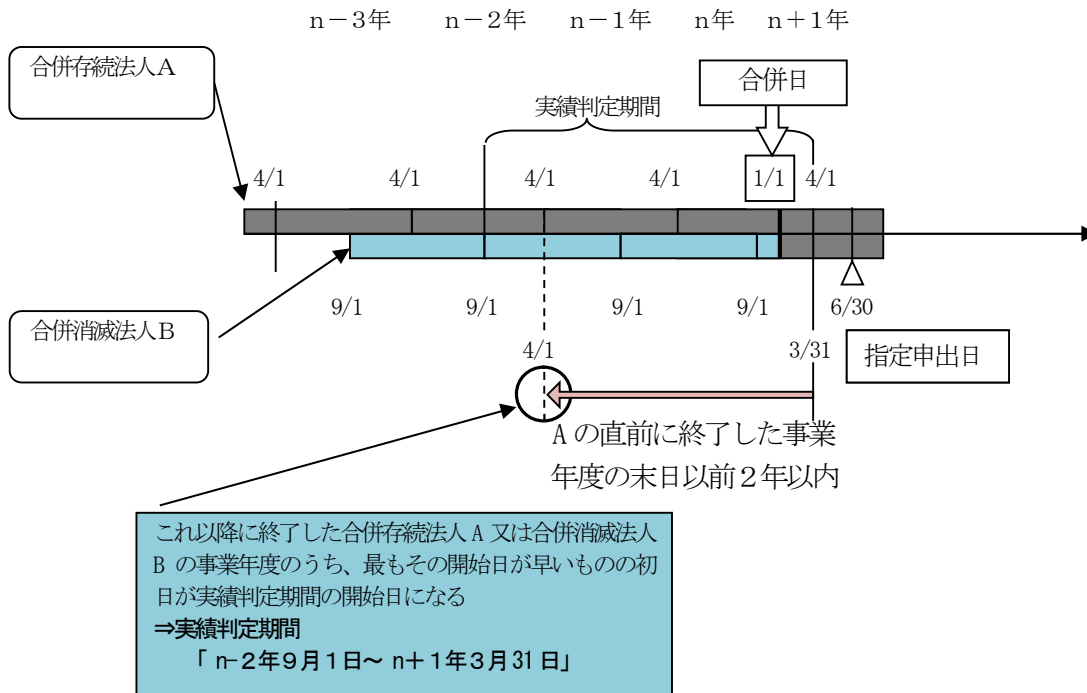
- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

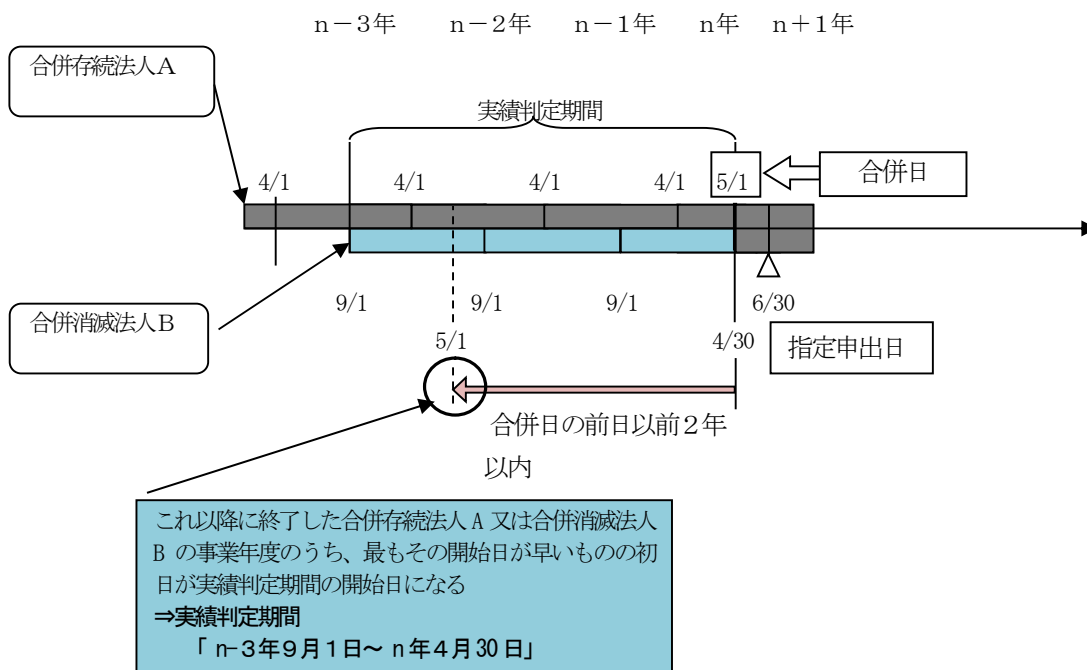
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に指定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(規則31))

通常の出出時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4十二)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>その申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日</u>以後1年を超える期間が経過していること(条例4十二)。</p>

□ 法人の合併前の期間における指定基準への適合の判定(条例5、規則31)

申出をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）基準		合併前法人及び各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
事業活動が県民に周知される取組に関する基準		
事業活動のうちの共益的活動の割合に関する基準		
事務所所在地、活動場所に関する基準		合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
運営組織及び経理に関する規準		
事業活動内容の適正性に関する基準	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
(インターネットによる)情報公開に関する基準	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び各合併消滅法人(実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り)のそれぞれについて判定します。
	ハ インターネットを利用して、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名、事業報告書等、定款、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類を公表すること	
事業報告書類の提出に関する基準		合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
法令等の不正行為等に関する基準		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注) 各基準の詳細は、第1章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準 (P40～51) を参照してください。

《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

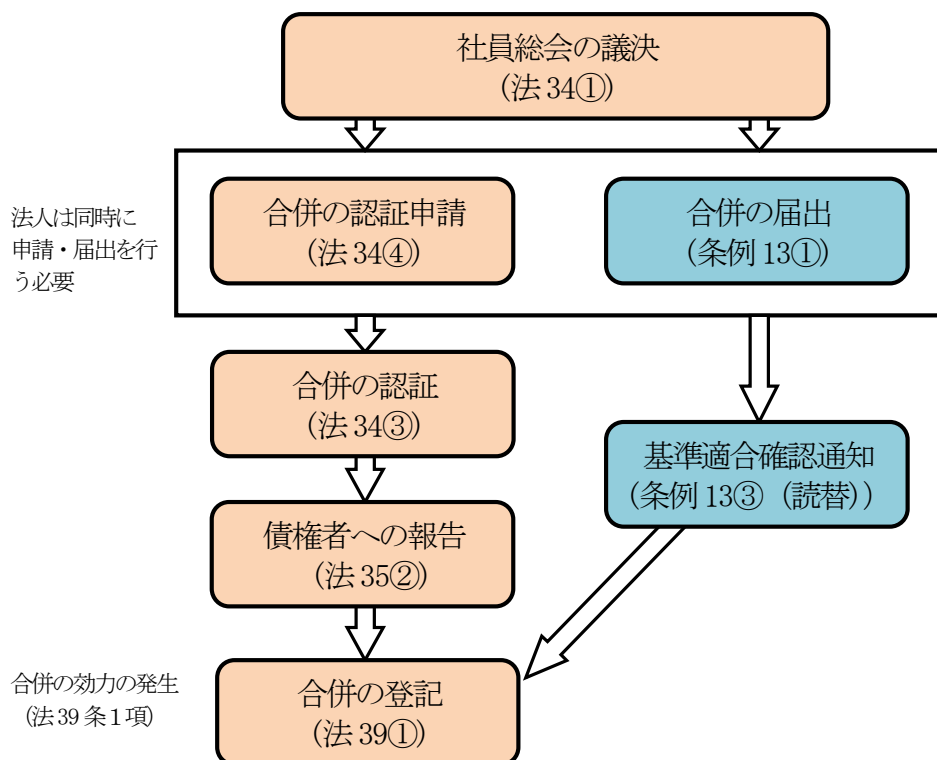
また、事務所所在地、活動場所に関する基準、運営組織及び経理に関する基準、事業活動内容の適正性に関する基準のイとロ、(インターネットによる)情報公開に関する基準、事業報告書類の提出に関する基準及び法令等の不正行為等に関する基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります(条例4十三)。

(3) 指定NPO法人の合併

イ 指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併後のNPO法人について、条例第4条各号に掲げる基準に適合することの確認を知事から受ける必要があります。知事は基準に適合するときはその旨を、基準に適合しないときはその旨及びその理由を、当該指定NPO法人に対し、書面により通知しなければなりません(条例13)。

○ 申請・届出から指定手続



ロ 合併の申出

上記イの知事の基準適用確認を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、知事に当該合併を届け出なければなりません(条例13)。

ニ 実績判定期間及び指定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記の合併後に指定を受けようとする場合の実績判定期間及び各指定基準は、次のとおりとなります。

(イ) 実績判定期間

合併後存続するNPO法人及び合併によって設立されたNPO法人の指定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(条例13④、規則37)。

(1) 実績判定期間の終了日

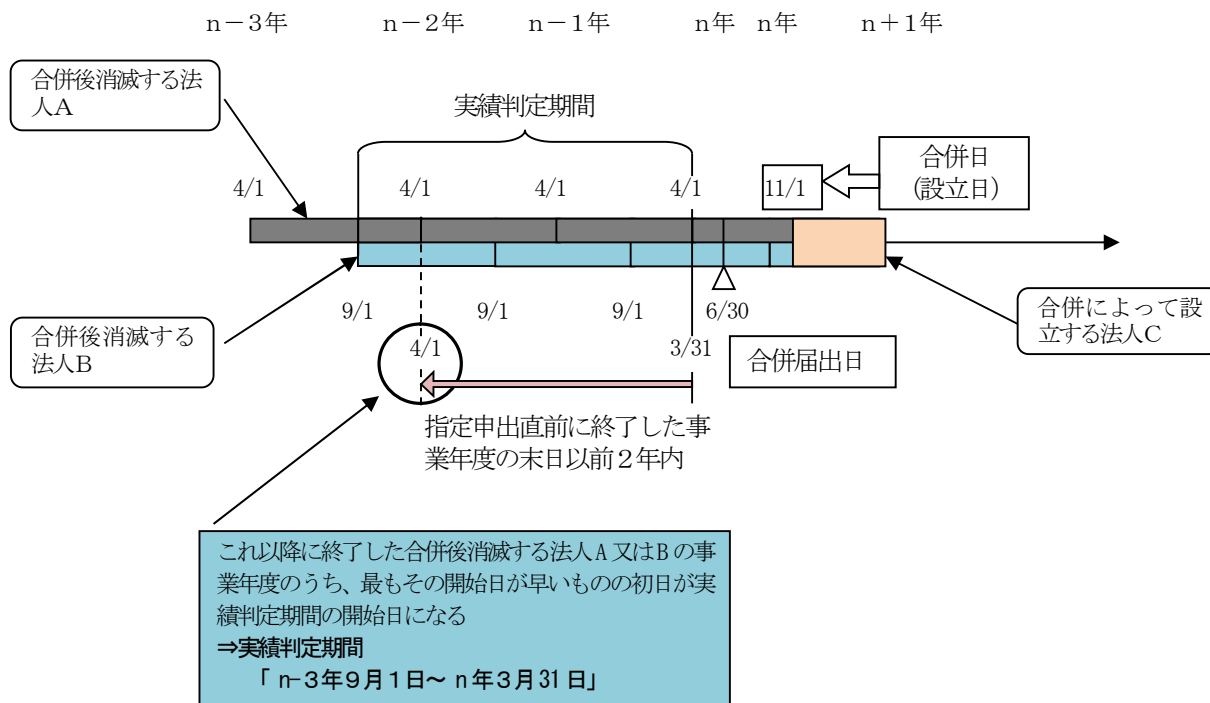
合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。)の各事業年度のうち申出書を提出する直前に終了した事業年度の末日

(2) 実績判定期間の開始日

上記(1)の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

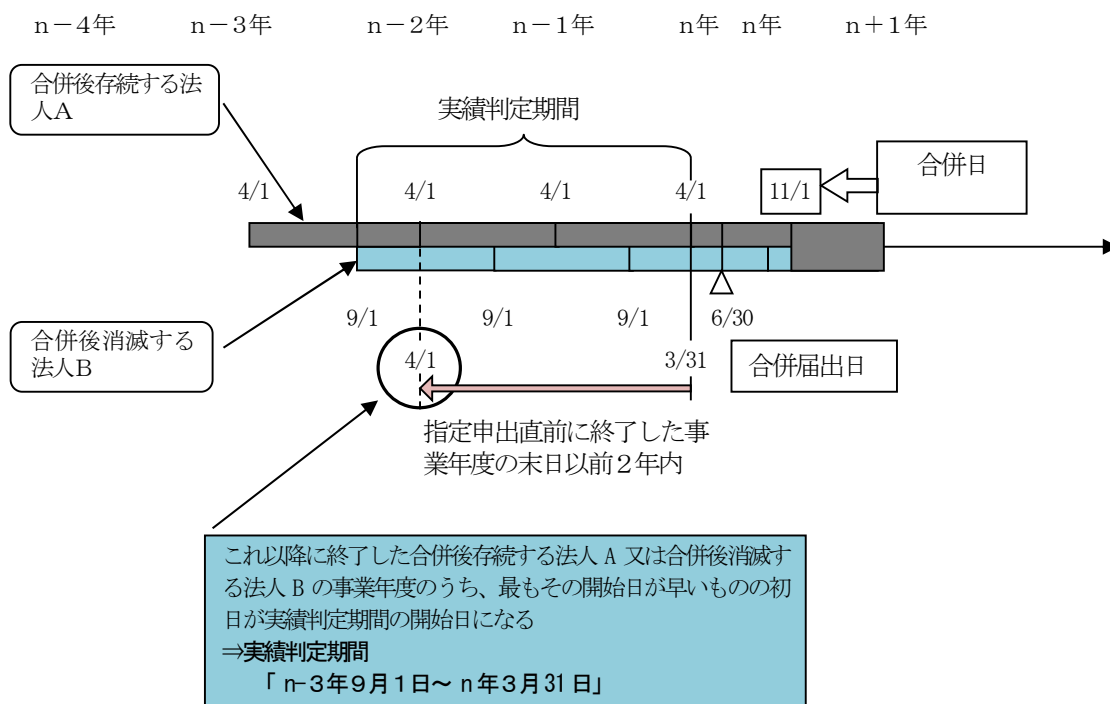
(合併によって設立されるNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(合併後存続するNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(参考:各規定の読替え(規則37))

通常の申出時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</u>	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3②一)。</u>

(ロ) 指定基準への適合の判定(条例13④、規則37)

指定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト(PST)基準		合併前法人及び各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
事業活動が県民に周知される取組に関する基準		
事業活動のうちの共益的活動の割合に関する基準		
事務所所在地、活動場所に関する基準		合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
運営組織及び経理に関する規準		
事業活動内容の適正性に関する基準	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	合併前法人及び各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
インターネットによる情報公開に関する基準	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び各合併消滅法人(実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り)のそれぞれについて判定します。
	ハ インターネットを利用して、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名、事業報告書等、定款、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類を公表すること	

事業報告書類の提出に関する基準	合併前法人及び各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
法令等の不正行為等に関する基準	

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注) 各基準の詳細は、第1章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準 (P40～51) を参照してください。

年 月 日

青森県知事

殿

（控除対象特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

合 併 届 出 書

下記のとおり、 年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしたので、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第13条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 4 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 5に記載した事業を行っている地域
- 7 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ④ 実績判定期間（合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合には、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下同じ。）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下に同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該届出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（条例第13条第4項で

準用する条例第3条第2項第1号)

- ② 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(①の書類を除く。)(条例第13条第4項で準用する条例第3条第2項第2号) [2部]
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(条例第13条第4項で準用する条例第3条第2項第3号) [2部]

条例第13条の合併届出書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		チエック
1	合併届出書（第3号様式）	
2	寄附者名簿	
3	条例第4条各号の基準に適合する旨を説明する書類	
①	県内に主たる事務所を有し、かつ県内において特定非営利活動を行っていること（チェック表（第1表））	
②	県民からの支援が得られているかどうかを判断する基準（寄附金要件）	次のア・イのうち、いずれかを選択してください。
		ア 経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の割合が10分の1以上（チェック表（第2表））
		受け入れた寄附金の明細表（第2表付表1）
		社員から受け入れた会費の明細表（第2表付表2）
イ 各事業年度中の寄附金の額が1,000円以上である寄附者の数の合計が年平均30人以上であり、寄附金の合計額が年平均15万円以上（チェック表（第3表））		
③	県民からの支援が得られているかどうかを判断する基準（その他の要件）	次のア・イのうち、いずれかを選択してください。
		ア 国等の補助金等の交付又は委託を受けて事業を年平均1件以上実施（チェック表（第4表））
		イ ボランティアとして延べ4時間以上役務を提供した者の実人員が年平均25人以上であり、その合計時間が年平均200時間以上（チェック表（第5表））
		ボランティア参加者名簿（第5表付表1）
④	事業活動が県民に周知される取組	次のア・イのうち、いずれかを選択してください。
		ア 県内の広報誌、日刊新聞紙、ラジオ、テレビ等を通じた当該法人の事業活動に関する情報を年平均2回以上提供（チェック表（第6表））
		イ 県民を対象としたその事業年度に係る催しを年平均4回以上開催（チェック表（第7表））
⑤	共益的活動の割合が50%未満であること（チェック表（第8表））	
⑥	運営組織及び経理が基準に適合していること（チェック表（第9表））	
	役員の状況（第9表付表1）	
	帳簿組織の状況（第9表付表2）	

	事業活動内容が基準に適合していること（チェック表（第10表））	
⑦	役員等に対する報酬等の状況（第10表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第10表付表2）	
⑧	情報公開していること（チェック表（第11表））	
⑨	インターネットを利用して情報公開していること（チェック表（第12表））	
⑩	事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を知事に提出していること（チェック表（第13表））	
⑪	法令等の不正行為等がないこと（チェック表（第14表））	
⑫	設立後に一定の経過期間があること（チェック表（第15表））	
⑬	欠格事由に該当しないこと（チェック表（第16表））	
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

- 1 第2表～第8表及び第10表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（規則37④）。
- 2 第1表、第9表、第10表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第11表～第15表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（規則37④）。